

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和3年 9月 1日 至 令和4年 8月31日)

4

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人あさひ会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市照島 6002
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成8年2月16日

(4) 設立登記年月日 平成8年2月29日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、及び特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1

項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	金子病院	鹿児島県いちき串木野市照島 6002番地	一般病床 44床
診療所	かねこクリニック	鹿児島県鹿児島市上荒田8番6 号	一般病床 19床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年10月26日 理事長重任の決定

令和 3年10月27日 令和 2年度決算の決定

令和 4年 8月31日 令和 4年度予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
特になし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
特になし
- (9) その他
特になし

様式 2

法人名 医療法人 あさひ会

※医療法人整理番号

所在地 いちき串木野市照島6002

財 産 目 録

(令和4年8月31日現在)

1. 資 産 額	1,422,963 千円
2. 負 債 額	1,392,710 千円
3. 純 資 産 額	30,253 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	445,927
B 固 定 資 産	977,036
C 資 産 合 計 (A+B)	1,422,963
D 負 債 合 計	1,392,710
E 純 資 産 (C-D)	30,253

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 あさひ会
所在地 いちき串木野市照島6002

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	445,927	I 流動負債	579,310
現金及び預金	143,731	支払手形	0
事業未収金	272,417	買掛金	117,699
有価証券	0	短期借入金	399,146
たな卸資産	8,520	未払金	49,766
前払費用	1,524	未払費用	
短期貸付金	0	未払法人税等	352
立替金	11,479	未払消費税等	1,930
その他の流動資産	8,256	預り金	10,417
II 固定資産	977,036		
1 有形固定資産	848,073	II 固定負債	813,400
建物	309,928	長期借入金	813,400
構築物	1,110		
医療用器械備品	7,422		
その他の器械備品	5,453		
車両及び船舶	0		
土地	506,940		
建設仮勘定	14,272		
その他の有形固定資産	2,948		
2 無形固定資産	2,378		
借地権	0		
ソフトウェア	1,644		
その他の無形固定資産	734		
3 その他の資産	126,585		
出資金	13		
敷金	539		
保険積立金	126,033		
		負債合計	1,392,710
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基金	16,000
		II 積立金	14,253
		代替基金	0
		積立金	0
		繰越利益剰余金	14,253
		III 評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	30,253
資産合計	1,422,963	負債・純資産合計	1,422,963

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 あさひ会
所在地 いちき串木野市照島6002

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,825,527
2 事業費用		
(1)事業費	1,774,334	
本来業務事業利益		51,193
事業利益		51,193
II 事業外収益		
受取利息	13	
その他の事業外収益	21,266	21,279
III 事業外費用		
支払利息	7,002	
その他の事業外費用	55,705	62,707
経常利益		9,765
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		9,765
法人税・住民税及び事業税	355	355
当期純利益		9,410

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あさひ会

理事長 金子 洋一 殿

私は、医療法人あさひ会の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 10月 26日

医療法人あさひ会

監事 佐藤 範明